



平成25年8月6日

各 位

会社名 株式会社 オービック
代表者名 代表取締役 橋 昇 一
社 長
(コード番号 4684 東証第1部)
問合せ先 専務取締役 加納 博 史
経営企画室長
電話番号 03-3245-6510

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成25年6月21日付の「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にて開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会より金融庁に対し、当社に課徴金納付命令を発出すべきである旨の勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金に係る金融商品取引法第185条の6の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成25年8月5日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 8,849,999円及び納付期限を平成25年10月7日とする旨の決定を受けましたので、お知らせいたします。

株主・投資家及び市場関係者の皆様には、ご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上